

報道関係者 各位

## 年次有給休暇の付与日数誤りについて

本市で任用している再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員のうち、特定の勤務形態(週4日勤務かつ週の所定労働時間が31時間)の職員について、年次有給休暇の付与日数に誤りがあることが判明したため、次の通り対応することとしました。

### 1. 事案の内容

年次有給休暇については、労働基準法の規定により、週の所定労働時間が30時間以上の職員については、週の所定労働日数が4日以下であっても、週の所定労働日数が5日の職員と同じ日数を付与する必要がありますが、週の所定労働日数に応じた日数を付与していたため、本来付与すべき日数よりも少ない日数を付与していることが判明したものです。

### 2. 事案判明に至った経緯

内部職員からの問い合わせにより明らかになったものです。

### 3. 対応について

対象職員に対し、令和5年1月1日以降に付与した年次休暇について、本来付与すべきであった日数を遡及して付与します。

また、令和3年度以降で、本来付与すべき日数を付与されていれば生じなかったと判断される欠勤にかかる減額分の給与について、支給する予定です。

### 4. 対象者数

年次有給休暇の遡及付与対象者 94名

減額分給与の支給対象者 16名

### 5. 再発防止

運用の根拠となる関連する法令等について、定期的に確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。